

## 令和8年度

## 橿原市 保育所等入所申請の手続きについて

詳細は橿原市のホームページに掲載しています。  
下記のQRコード・URLよりご確認ください。



<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1036/gyomu/5/3/18949.html>

ID:18949

【申請書の提出先（第1希望の施設の区分によって変わります）】

市立認定こども園、又は市外施設：こども未来課

市内の私立施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業）：第1希望の施設、又はこども未来課

4月・5月からの入所をご希望の場合、10月1日（水）から21日（火）までの申請が必要です。申請期限を超過した場合、利用調整の対象とならず、希望施設に入所できない場合がありますので、期限を厳守してください。  
(出生前の申請はできません。入所可能月齢は、施設により異なります。)

入所申請後、1ページ目に記載のとおり「利用調整」を行います。  
子ども・世帯の状況等に応じて保育の必要性を順位化し、その順位が高い方から順番に入所の調整を行う手続きです。段階的に調整を行い、その結果をお知らせしますので、しばらくの間、お時間をいただくことになります。

入所が内定となった場合、内定施設の「重要事項」への同意が必要です。  
その同意をしなかった場合は内定の取消しとなりますので、ご心配な場合は、申請前に希望施設の「重要事項」を確認するようにしてください。

※継続申請は、原則として電子申請をお願いします。利用方法が分からない場合等は、こども未来課窓口で紙面による申請も可能です。

(ご利用中の施設では継続申請の手続きはできません。)

橿原市役所 こども未来課

〒634-8509 橿原市内膳町1-1-60 分庁舎2階

TEL 0744-25-2790

# 檀原市内 保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

★私立認定こども園★ ※(福)は社会福祉法人 (R7.4.1時点)

	名 称	所在地	電話番号
1	(福)檀原こども園	白檀町6-7-15	27-1441 27-1442

●私立保育園● ※(福)は社会福祉法人、(学)は学校法人

	名 称	所在地	電話番号
1	(福)ともえ学園	田中町233	24-5554
2	(学)常盤保育園	常盤町333-1	22-5576
3	(福)くちなし保育園	葛本町80-1	22-0111
4	(福)このみ学園	曾我町895-9	24-0032
5	(福)ひかり保育園	中曾司町48-1	24-2208
6	(福)愛育保育園	見瀬町699-1	28-0567
7	あおば保育園	大久保町456-1	24-6050
8	おひさまほいくえん	醍醐町566-4	21-0130
9	にこにこパーク保育園	本園:醍醐町502-1 分園:醍醐町602-1	24-5846

■私立小規模保育事業所■

	名 称	所在地	電話番号
1	ぽこあぽこ神宮前保育園	久米町618	48-3915
2	ぼれぼれ保育園	北越智町322番地	28-6511
3	真菅せいかなーサリー	土橋町163-24	070-7821-1816
4	サンライズキッズ保育園 檀原園	兵部町4-31 ピアッツァレント奈良医大前1階	050-5807-2464
5	はな保育室まがりかわ	曲川町6-2-11	32-1280

○市立認定こども園○

	名 称	所在地	電話番号
1	藤原京認定こども園 (現:藤原京保育所)	四分町285-1	23-3896
		繩手町324(分園)	22-6120
2	今井認定こども園 (現:今井保育所)	今井町3-3-12	23-4557
		今井町2-11-8(分園)	22-2240
3	金橋認定こども園 (現:金橋保育所)	雲梯町289-2	22-6450
4	畝傍認定こども園 (現:大久保保育所)	大久保町206	25-1914
		大久保町152(分園)	22-6100
5	新沢認定こども園 (現:川西保育所)	川西町581-1	27-3383

※ 市立保育所は、令和8年度から認定こども園に変わります。

詳細は、市ホームページ(ID:18570)を確認ください。

【入所スケジュール】

～10月21日 見学等の期間	10月1日 ～21日	11～12月	12～1月	2月	6月以降
重要事項等の確認	申請期間	1次調整の内定	2次調整の内定	3次調整の内定	随時調整の内定
<b>申請前に、希望施設の重要事項等を確認してください。</b>	<b>申請期限厳守 (4月・5月の入所希望の場合)</b>	年齢による退所 予定者数等を踏 まえた調整	随時の入退所等 を踏まえた調整	申込みの辞退等 を踏まえた調整	毎月の入退所等 を踏まえた調整

①4月1日からの保育を希望される場合の申込期間は、10月1日（水）から10月21日（火）までです。（5月1日からの保育を希望される場合も、4月入所に併せて調整を行いますので、この期間内に必ず申請が必要です。）

**※この期間内に申込みをされなかった場合は、期限後に檀原市に転入されたような特別の場合を除き、1次調整の対象になりません。（4月・5月からの入所ができない場合があります。）**

**4月・5月からの保育を希望される場合は、必ずこの期間に申請してください。**

（市内の私立施設が第1希望の場合、申請日はその施設での受付日になります。）

②入所が内定した場合、入所前の指定の期限までに内定した施設の見学等をし、「重要事項」（施設の運営規程等を記載した文書）に同意しなければなりません。同意されなかった場合は、内定を取り消すこととなります。その場合、その後の利用調整において改めて調整しますが、指数が減点されるため、入所が難しくなる場合があります。内定を辞退した場合も、同様に指数が減点されます。

**※内定後に取消し、又は辞退とならないように申請前に希望施設の重要事項等をご確認ください。**

**※内定の取消し、又は辞退の場合、入所保留通知書にそのことが記載されます。**

【利用調整】

児童福祉法第24条の規定に基づき、子ども・世帯の状況を踏まえて希望施設への割当てを行う手続きです。檀原市の場合、待機児童があり、希望者の全員が保育を受けることができていない状況にあります。そのため、次のとおり、保育の必要性等に応じて調整を行います。

①子ども・世帯の状況等を指数表に当てはめ、順位表を作成します。

②その順位表に基づき、順位の高い方から順番に希望施設への割当てを行います。

「例」

指数1位の方：A・B・C・Dの施設を希望
指数2位の方：A・B・D・Eの施設を希望
指数3位の方：A・C・D・Eの施設を希望
指数4位の方：A・D・E・Fの施設を希望

※A施設の利用可能枠が3名であった場合、1～3位の方で全て埋まってしまうため、4位の方についてはA施設への割当てをすることができません。利用可能枠が空いているD・E・Fの施設について調整を行うこととなります。

※施設の希望順位は、利用可能枠が空いている施設のうち、どの施設を優先して調整を行うかを定めるものです。上記の例では、指数4位の方について、D→E→Fの順に調整を行います。

※その施設を第1希望としている方の中で調整するものではありません。

※希望施設は、21施設まで記入することができます。希望された全ての施設について、利用調整を行います。

**※希望施設の全てについて施設の受入可能数を超えた申請があった場合、入所が保留（次回の調整において再調整。）となります。その場合、次回の調整までに希望施設の追加をすることができます。**

### 【保育を必要とする理由について】

申請書のチェック欄は、いずれか一つを選択してください。複数の理由を選択された場合は、指数が最も高いものを採用します。

※指数表は、表紙のQRコード・URLよりホームページをご確認ください。

※申請に必要な証明書類は、別紙「入所申請に必要な書類」をご確認ください。

### 【市外の施設をご希望の場合】

檀原市に対して申請をしていただいた上で、檀原市からその施設が所在する市町村に対して広域調整の手続きを行います。

※市町村ごとに申請期間が異なります。また、市町村によっては広域調整を受け入れていない場合もあります。詳細は、ご希望の施設、又はその施設が所在する市町村にお問合せください。

「例」

希望順位 1 位：市内 A 施設
希望順位 2 位：市内 B 施設
希望順位 3 位：市外 C 施設
希望順位 4 位：市内 D 施設

→ 檀原市から施設所在地の市町村に対して調整を依頼します。

①市内施設・市外施設を併せて、申請書に記載の希望順位順に調整します。

②先に、市外C施設の利用が内定した場合でも、改めて市内施設の利用調整を行い、市内施設A又は市内施設Bの利用が内定したときは、希望順位が高い方の施設を優先します。

③先に、市内D施設の利用が内定した場合は、市外C施設の広域調整の結果を待ち、その利用が内定したときは、希望順位が高い方の施設を優先します。

※市外施設の場合、1ページ目に記載の「重要事項」への同意手続きが異なる場合があります。希望施設に直接ご確認ください。

### 【育児休業を取得されている場合】

①すでに入所済の子どもがいる場合

保護者のいずれかが育児休業期間にある場合、保育を利用することができるのは、先に入所済の子について、引き続き保育が必要と認められる期間に限られます。上の子が入所している状態で下の子を出産されたような場合、必ず下の子についても入所の申請をしていただき、その入所が保留されている期間に限り、上の子の保育を利用することができます。

※下の子の保育開始希望月は、月齢から見た入所可能月となります。

※下の子について入所の申請をされない場合は、原則として退所していただくことになります。

※育児休業の延長を許容できる場合は、対象になりません。入所が内定した場合には、速やかに復職する必要があります。

②すでに入所済の子どもがいない場合

入所開始月の翌月1日までに復職する必要があります。その日までに復職されない場合、原則として退所になります。

※年度途中での復職を予定されている場合、ご希望の入所開始日時点で希望施設に受入可能数の空きがなければ、入所することができません。復職時期を変更されるか、又は希望施設の変更が必要になることがあります。

※育児休業の延長を許容できる場合、入所保留通知書にそのことが記載されます。

### 【保育必要量（標準時間・短時間）について】

保育を必要とする理由及び添付書類に基づいて、市が認定します。短時間相当の方が標準時間の申請をされた場合は、短時間の認定を行います。標準時間相当の方が短時間の申請をされた場合は、短時間の認定を行います。

※標準時間・短時間の区別は、表紙のQRコード・URLよりホームページをご確認ください。

### 【転出・転入について】

①入所開始日までに檀原市外に転出した場合、申請は却下となります。その場合、保育の利用については、転出先の市町村での手続きが必要になります。

②檀原市外に居住の場合は、指数が減点されます。入所開始日までの転入を予定されている場合は、添付書類が必要です。（別紙「入所申請に必要な書類」をご確認ください。）

### 【妊娠・出産を理由に申請される場合】

保育を利用することができる期間は、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の月末までになります。その期間までに入所が内定しなかった場合、次回の利用調整は行われません。

※別の理由により再申請することは可能です。

### 【事情の変更があった場合】

内定後、重要事項への同意をされたこと等を確認の上で、改めて入所決定通知書及び保育給付に係る支給認定証を交付します。施設の利用に当たっては、その施設の求めに応じて支給認定証を提示する必要があります。

申請時から保育を必要とする理由等に変更が生じている場合（就労時間の変更や退職、妊娠・出産、育児休業、結婚・離婚その他保育の必要性に係る事項等。）は、速やかに証明書類を添付の上、こども未来課に届け出てください。

※入所後においても、保育を必要とする理由等に変更が生じている場合は、同様にこども未来課に届け出てください。

### 【小規模保育事業について】

0から2歳児を対象とする施設であり、満3歳となった日の属する年度の末日をもって卒園となります。白檀幼稚園・晩成幼稚園・耳成西幼稚園（利用時間は4ページに記載のとおり。）については連携施設として優先的に入園することができます。（3園の全てを希望された場合は、そのいずれかの園への入所を確約します。）

※耳成西幼稚園は、令和10年度末の閉園が計画されており、段階的に新規入園を停止する予定（令和9年度入園は4・5歳児のみ募集、令和10年度入園は募集停止。）です。

### 【お子様が病気・障がい等をお持ちの場合】

お子様の状況と施設の保育実施体制等により、保育を実施することができない場合があります。何らかの事情がある場合は、申請前に相談するようにしてください。（相談先：私立施設の場合は各施設、市立施設の場合はこども未来課、市外施設の場合は各施設又は施設所在地の市町村。）

また、市立施設をご希望の場合で医療的ケア（導尿・痰吸引等）を必要とするときは、入所前に手続きが必要です。詳しくは、こども未来課までご相談ください。

※相談に当たっては、医療機関の意見書等が必要になる場合があります。

【きょうだいの同時入所について】

申請書の裏面に、次の要領に従って希望する区分をチェックしてください。

<p>きょうだいと同じ施設・同じタイミングで入所できる場合のみ入所する。</p>	<p>きょうだいの利用が同時に内定しなかった場合は、入所が保留され、次の調整の機会です。再調整することになります。</p>
<p>きょうだい1人だけでも入所を希望する。          ※きょうだいと同じ施設を利用することを前提に、上の子と下の子の、どちらの入所を優先するかを選択する項目です。上の子を優先とされた場合、上の子の調整を先に行い、その入所が内定しなかったときは、次に下の子の調整を行います。          ※上の子を優先とされた場合、下の子の利用調整は、上の子が内定した施設のみを対象に行います。他の希望施設は調整しません。          (下の子を優先される場合は、この説明を上下反対に読み替えてください。)</p>	
<p>・上の子が入所できない場合、下の子は先に内定した施設に入所する。</p>	<p>先に下の子だけが入所し、上の子は次の調整の機会です。再調整することになります。なお、この場合は、再調整時の指数にきょうだい加点が付きます。          ※上の子の再調整は、下の子が入所した施設のみを対象に行います。他の希望施設は調整しません。</p>
<p>・上の子が入所できない場合、下の子も入所保留とする。</p>	<p>上の子・下の子ともに入所が保留され、次の調整の機会です。再調整することになります。なお、この場合は、再調整時の加点はありません。</p>
<p>入所できれば別の施設になっても構わない。入所するタイミングは、</p>	
<p>・それぞれ異なっても構わない。</p>	<p>上の子と下の子を別々に調整し、それぞれ割当てが決定した施設を対象に内定を行います。          ※上の子が入所した施設に限り、下の子の再調整時にきょうだい加点が付きます。</p>
<p>・上の子が入所できない場合、下の子も入所保留とする。</p>	<p>上の子・下の子ともに入所が保留され、次の調整の機会です。再調整することになります。          ※再調整時に指数の加点はありません。          ※再調整においても、上の子と下の子を別々に調整します。</p>

【幼稚園について】

橿原市の場合、待機児童があり、希望者の全員に対して保育を提供することができない状況があります。特に、就労時間が短い保護者の場合、利用調整の順位が比較的下位になります。教育（保育）時間が、午前8時40分から午後4時30分の間でも支障がない場合は、幼稚園の利用についてもご検討ください。

- 保育所との併願も可能です。また、1次調整後に、その結果を見て申請することも可能です。
- ※3歳児保育については希望者が多数のため、1次調整後は定員を超過していることがあります。
- 上記の教育（保育）時間は、市立施設において預かり保育を併用された場合です。白檀・晩成・耳成西の各幼稚園の場合は、8時00分から、及び18時00分まで、預かり保育が可能です。
- 白檀・晩成・耳成西の各幼稚園のほか、真菅幼稚園においても3歳児保育を実施しています。（真菅幼稚園の場合、8時00分からの預かり保育はなく、夕方は16時30分までです。）
- 私立幼稚園をご希望の場合は、別途、お問合せください。